

目 次／『株主平等原則と株主権の動態』

はしがき

第 1 部 株主平等原則の機能と解釈

第 1 章 会社法における株主平等原則 (109条 1 項) の意義と解釈 … 2
——会社法109条 1 項の解釈論①

- I はじめに 2
- II わが国における学説史の俯瞰 (会社法の立法前) 7
 - 1 鈴木竹雄「株主平等の原則」法学協会雑誌48巻 3号 (1930年) 7
 - 2 松本丞治「会社法に於ける定款自由の原則と其例外」『商法解釋の諸問題』(有斐閣・1955年) 9
 - 3 斉藤武「株主平等の原則——『商法 = 企業法』論の検討 (一)」立命館法学104号 (1972年) 11
 - 4 出口正義「株主平等の原則」『株主権法理の展開』(文眞堂・1991年) 12
 - 5 上村達男「株主平等原則」『特別講義商法 I』(有斐閣・1995年) 14
 - 6 森本滋「新株の発行と株主の地位」法学論叢104巻 2号 (1978年)、
「株主平等原則と株式社員権論」商事法務1401号 (1995年) 16
 - 7 神田秀樹『会社法』(弘文堂・2001年) 19
- III 会社法における株主平等原則の意義とその解釈 21
- IV 会社法における株主平等原則の動態 29
 - 1 新株予約権と株主平等原則——ブルドックス株主総会決議禁止等
仮処分命令申立事件に関する三つの決定を中心に 29
 - 2 株主優待制度と株主平等原則 33
 - 3 保有期間による累増的配当を可能とする株式の設計と株主平等原則 37

第2章 株主平等原則の謎…………… 46

——会社法109条1項の解釈論②

- I はじめに 46
- II ブルドックソース事件最高裁決定とその衝撃——深まる謎 47
- III 一般規定（会社法109条1項）の解釈と射程 49
 - 1 一般規定の解釈問題 49
 - 2 一般規定の射程 52
 - 3 株主平等原則（一般規定）違反の効果 53
- IV 一般規定の具体的適用（各論） 55
 - 1 差別的行使条件・取得条項付き新株予約権無償割当て 55
 - 2 株主優待制度 55

第3章 いわゆる株主の固有権と株主平等原則…………… 57

- I はじめに 57
 - 1 いわゆる株主の固有権について 57
 - 2 固有権理論と株主平等原則論 58
 - 3 固有権理論と資本多数決の濫用法理の相互関係 59
 - 4 会社法の強行規定性と定款自治の範囲 59
- II 二つの固有権論——竹田省博士と田中耕太郎博士 61
 - 1 竹田省博士の固有権論 61
 - 2 田中耕太郎博士の固有権論 64
- III 固有権理論と株主平等原則の相互関係 65
 - 1 旧商法下での議論 65
 - 2 会社法の下での両法理の関係 66
- IV 固有権理論と資本多数決の濫用法理の相互関係 67
- V 結語——固有権理論の現代的意義 68

第4章 公開会社でない株式会社における株主ごとに異なる 取扱いの定め——会社法109条2項の解釈問題…………… 74

- I はじめに 74
- II 二つの裁判例 77

1	東京地立川支判平成25年9月25日金融・商事判例1518号54頁	77
2	東京地判平成27年9月7日判例時報2286号122頁	81
Ⅲ	有限会社法の規律の継受と変容	84
Ⅳ	株式はその内容をいかなる手続きで変化させうるのか ——株式の変身	87
Ⅴ	属人的な定めはどこまで許容されるのか ——何ができ何ができないのか	89

第2部 株主権を巡る諸問題

第1章 財源規制に違反した株式会社の剰余金配当等の 規整に関する幾つかの問題 96

Ⅰ	はじめに	96
Ⅱ	解釈論	101
1	財源規制に違反した剰余金の配当等の効力（有効説と無効説）	101
	(1) 議論の経緯 (2) 解釈論に関する学説の分類と各説の検討	
2	違法配当等の交付を受けた株主と業務執行者等の連帯責任の解釈	115
3	債権者から違法配当等の交付を受けた株主に対する請求の法的性格	123
4	業務執行者等の責任と監査役・会計監査人の責任の相互関係	127
Ⅲ	若干の立法論——解釈論を踏まえた試論	130
1	現行の規律の全体構造とその評価	130
2	立法論的展望	132

第2章 株主の権利行使に関する利益供与について 141 ——民事責任と刑事責任

Ⅰ	はじめに	141
Ⅱ	民事責任（会社法120条）に関する解釈論	143
1	「財産上の利益の供与」の解釈	143
2	「株主の権利の行使に関し」の解釈	148
3	受利益供与者と有責取締役等の責任の関係	150
4	違法性阻却事由について	152
Ⅲ	民事責任と刑事責任の相互関係——結語にかえて	154

第3部 機関投資家の議決権行使と スチュワードシップ・コード

第1章 機関投資家の議決権行使…………… 162 ——スチュワードシップ・コード導入の光と影

- I はじめに 162
- II ソフトローとしてのSSコード 165
 - 1 CGコードとの対比を中心に 165
 - 2 受入機関投資家の偏在とフリーライド問題 167
- III SSコードの内容の検証 169
 - 1 英国コードとの比較を中心に 169
 - 2 改訂SSコードの問題性——個別開示を中心に 170
 - 3 パッシブ運用・アクティビストとSSコード 173
 - 4 エンゲージメント・議決権行使・ウォールストリートルール 174
- IV ハードローとの接続問題 176
——インサイダー取引規制・大量保有報告制度・FDルール

第2章 スチュワードシップ・コードの再改訂について…………… 182 ——英国と日本

- I はじめに 182
- II 英国スチュワードシップ・コードの再改訂 184
 - 1 パラダイムシフト 184
 - 2 ポイントと評価 186
 - (1) プリンシプルの内容 (2) 期待される報告水準の内容 (3) 英国上場株式以外のアセットへのSSC適用対象範囲の拡大 (4) サービスプロバイダーとスチュワードシップ活動
- III 日本版スチュワードシップ・コードの再改訂 188
 - 1 ポイントと評価 188
 - (1) 経緯 (2) 概要 (3) 英国との対比 (4) 議決権行使の賛否の理由の開示
 - 2 ESG要素と機関投資家 192
- IV 将来展望 193

第4部 商事法の解釈

第1章 会社法の解釈と法概念の統一性 198

- I はじめに 198
- II 解釈論 200
 - 1 「できる」——会社法830条と同法831条 200
 - 2 「法令」——会社法360条と同法784条の2第1号ほか 201
 - 3 「ために」——会社法356条1項1号と同条1項2号 203
 - 4 「特別の利害関係を有する」 204
 - 会社法369条2項と同法831条1項3号
 - 5 「実質的に競争関係にある」 206
 - 会社法125条3項3号と同法433条2項3号
 - 6 「株式の数に応じて」 208
 - 会社法109条1項と同法454条3項・504条3項
- III まとめ——解釈原理としての法概念の統一性とその例外 210

第2章 商的色彩論の系譜——商法とは何かの問い 215

- I はじめに 215
- II 田中耕太郎「方法としての商的色彩」を読む 216
- III 上柳克郎「商的色彩論について」を読む 220
- IV 商法企業法説からの批判 224
- V 近時の法改正と商的色彩論——保険法の単行法化を素材として 226
- VI 結語——商的色彩論の可能性 228

初出一覧

索引